

## 重点要望項目 要望内容・理由

### I. 未来に向けた新たな成長戦略に直結する重要税制

アジアやOECD諸国において産業競争力強化のため法人税率の継続的な引下げが行われており、これらの動きに呼応して我が国でも段階的に税率が引き下げられ、法人実効税率は平成28年度に30%を切り、30年度では29.74%となった。

しかし、我が国では税込中立の考え方のもと、財源確保を目的に課税ベースの拡大が行われ、とりわけ外形標準課税の強化により従業員を多く抱える企業にとっては増税となるケースが多々見られるなど、単に国内企業間の税負担の調整に留まり、国際的な競争力の強化に向け、企業の実質的税負担を軽減するという本来の政策目的が必ずしも実現しているとは言い難い。

我が国とともに世界で最も税率の高かった米国は連邦法人税率を21%まで引き下げ、また、英仏両国も今後法人税率の段階的な引き下げを予定するなど、海外では企業税制面での支援が強化されている。

このような状況下、国際的な競争環境の確保の観点から、あくまで実質的な税負担の軽減として法人実効税率を25%程度まで引下げていくことは、我が国として引き続き重要な課題であることを冒頭に特記しつつ、令和2年度税制改正に関しては、日本機械工業連合会は、未来に向けた新たな成長戦略に直結する税制を重視し、以下の諸点につき重点項目としてその実現方を強く要望する。

#### 1. 設備投資促進に向けた税制の創設・整備

企業の設備投資を促進するうえで、以下の措置について要望する。

##### (1) 設備投資促進のための施策について

我が国製造業の生産性の向上と競争力強化のためには、新たな設備投資の促進が必要である。当会が今年1月に実施した「生産設備保有期間実態調査（ビンテージ調査）」の結果、6割以上の機械が導入後10年以上を経過しており、また、7年前の調査に比べて導入後15年以上の機械の割合が増加するなど、我が国現場の生産設備は確実に老朽化が進んでいる。この状況を打開するためには最新設備との入れ替えを後押しする設備投資を促進させる政策支援が是非必要であり、平成26年1月から28年度末まで実施された「生産性向上設備投資促進税制A類型」のような適用要件が簡易で明確な税制を導入して頂きたい。

また、平成30年度税制改正で創設された「コネクテッド・インダストリーズ税制」は、IoT、第4次産業革命時代の新しい技術を活用した市場創造のための税制として期待されているが、今後の利用促進を図るため、計画認定要件の緩和、手続きの簡素化、対象設備の拡大や対象項目の拡充(分析業務等の委託サービス料等)を検討して頂きたい。

## **(2) 償却資産課税の見直しについて**

### **① 機械類等に対する固定資産課税の撤廃**

機械類等に対する固定資産税の課税は、中小企業に限定しつつ平成28年度より3年連続して軽減、免除が図られたが、本来機械類等への償却資産課税は国際的に見て極めて異例の税制であり、我が国産業の国際競争力を低下させており、機械業界として大企業も含め引き続きその撤廃を要望する。

### **② 償却資産税の評価額算定方式の見直し**

平成19年度の税制改正における減価償却制度の見直しにおいて、我が国において特異な制度となっていた5%の残存価額制度が廃止されたが、固定資産税においては従前のままの制度で現在に至っている。地域経済の活性化を図る上で、サービス分野を含めて生産性の向上を図るための投資の活発化が求められるなかで、国際的にも例を見ないような制度が地方税において残存している状況に改善が求められる。新しいイノベーション時代の地方への波及を図るうえにおいても、見直しを強く要望する。

## **(3) 減価償却の方法について**

減価償却の方法は、現在、企業における減価償却資産の使用実態等に応じて適切な方法を選択できる方式となっているが、法人税率引下げ等の財源確保のため、平成28年度税制改正において新規に取得する建物付属設備・構築物について定額法に一本化された。しかし、①企業の経営実態や投資計画も踏まえて適切な方法を選択できる現状の変更は、結果として成長分野を中心とした投資活動に対して抑制効果を及ぼす可能性があることや、②IFRS(国際会計基準)においては、「資産の将来の経済的便益が企業によって消費されると予測されるパターンを反映するものでなければならない」との基本的考え方の下で、定額法とともに定率法や生産高比例法の適用の余地が認められており、その基本的考え方との整合性を確保する必要があることから、定額法への一本化については反対し、現在の定額法と定率法の自由選択方式の継続を要望する。

## **2. 事業環境の変化に対応した納税制度の見直しについて**

我が国の租税制度は複雑化、硬直化しており、経済社会のデジタル化、企業経営の多様化、雇用制度のフレキシブル化など、近年の事業活動を取り巻く変化に十分対応しておらず、納税制度について時代に見合った見直しをお

願いたい。

## **(1) 働き方改革にも資する納税事務負担の軽減推進**

働き方改革は、長時間労働を是正し、ワークライフバランスを改善させ、全ての労働者が能力を最大限に発揮する環境を整えることで企業の生産性を高め、日本全体の成長に繋げることを目的に、官民にて取組が進められている。この観点からも、企業にとって複雑で多大な労力を要する納税事務負担の軽減が求められている。納税事務の簡素化は、国や地方自治体の事務効率化や行政コスト削減にも直結する効果があり、速やかに推進して頂きたい。

### **① 法人税及び消費税、源泉所得税の申告期限等の延長**

我が国の法人税及び消費税の納付期限は事業年度終了後2カ月以内となっており、ドイツ、英国、米国等の外国に比べて短いため、1カ月間延長して頂きたい。なお、仮りに延長が難しい場合にあっても、消費税の申告期限について、法人税と同様、1カ月間延長特例を法制化して頂きたい。また、我が国の給与の支払や取引の決済は月末近くに行われることが多く、現行の支払翌月10日までに源泉所得税を算定・納付する作業は時間的制約を伴うため、納付期限を支払翌月末日として頂きたい。

### **② 電子申告の進展に資する手続きの簡素化等**

平成30年度改正において電子申告の進展に資する手続きの簡素化が図られたが、全ての添付書類のPDF提出を認める、地方税ポータルシステム(eLTax)におけるPDF書類を一括アップロードする仕組みの構築(例えば県に一括送信し、市町村はそこにアクセスする仕組み)など、更なる改善をお願いしたい。また、電子申告の義務化の対象となる法人について、税務署は設立の届出書・異動届出書・申告書等に記載された情報で把握できるため、適用開始届出の提出はワンスオンリー原則に逆行するため撤廃して頂くとともに、既に電子申告を実施している法人の届出提出要否についても再度検討し、提出を不要とする措置を講じて頂きたい。

### **③ 地方税の納税事務簡素化の推進及び共通電子納税システムの対象税目拡充**

地方税は申告書類が多く、計算が複雑であり、また、税率の異なる地方自治体にそれぞれ申告・納付を要することから、企業の事業活動が広域化、多様化している現状を考慮すると、現在の方式は極めて煩雑であり、納税側・徴収側双方の事務負担やコストも計り知れない。そのため、地方法人課税の抜本的簡素化を進めて頂きたい。具体的には、申告書類の削減、フォーマットの統一を進めると共に、法人番号制度を活用し、本店所在地都道府県等への地方税の一括納付

を可能とするシステムを検討頂きたい。また、本年10月1日から稼働予定の地方税共通電子納税システムの対象税目の拡充(固定資産税等)を至急進めて頂きたい。

## **(2) 連結納税制度の簡素化と競争力の確保について**

我が国の連結納税制度は平成14年度税制改正において導入され、完全支配関係にある企業グループ内の損益通算を可能とすることを通じて経営面での競争力の確保等を実現してきたが、連結子法人の修正・更生の場合は全体調整が必要となって事務負担が増加するなど弊害も見られることから、最近、個別申告方式への見直しなど連結納税制度の簡素化が検討されている。事務負担軽減のための手続きの簡素化には大いに賛同するものであるが、現行のグループ調整のメリットは非常に大きいため、企業が税負担の適正化を確保しつつ、より効率的にグループ経営を行い、競争力を発揮できる制度への見直しをお願いしたい。

とりわけ、研究開発税制及び外国税額控除制度などのグループ調整計算は企業経営にとって非常に有益と考える。企業グループ内での分業・機能分化が進む中、リスクの高い巨額の研究開発及び設備投資、海外展開等は親会社等の一定のグループ会社に集中して実施し、個別事業は子法人が担っているケースが多い。この状況下、収益とコストの計算を個社別に行うことは税負担の適正化とはかけ離れた結果となるため、連結納税制度の見直しの方向性に関わらず、グループ調整計算を維持して頂きたい。

## **(3) 印紙税の廃止・抜本的見直し**

デジタル化の進展に伴い、電子商取引の急速な普及などペーパーレス化の進む現状において、作成文書に担税力を求める文書課税は不合理かつ公平性を欠くものとなっている。付加価値税を導入している諸外国では、印紙税の撤廃、もしくは付加価値税非課税取引のみ印紙税を課税するのが主流であるため、印紙税の廃止あるいは消費税非課税取引のみに課税対象を制限するなど、抜本的見直しを行われたい。

## **(4) ベンチャー企業等とのオープンイノベーションの促進**

第4次産業革命に伴い急激に事業環境が変化する中、新たな付加価値を創出すべく、企業間で連携してオープンイノベーションを促進することの重要性は高まっている。我が国全体での競争力を維持・強化するとの観点から、ベンチャー企業等に対して積極的な出資を行う場合、一定の優遇措置を講ぜられたい。

### 3. 新たな国際課税制度への対応- BEPSプロジェクト及びデジタルサービス課税-

国際的な租税回避を防止する観点から、国際課税制度の見直し(BEPSプロジェクト)が検討され、我が国を含む各国・地域で国内法改正が進められている。また、急速に進展するデジタル経済における課税原則の見直しも国際的に議論されている。我が国の対応としては、日本企業の活動実態や事務負担等に十分に配慮した上で、海外の活力を取込むことで経済成長に資するグローバルな企業活動を阻害しないという視点が重要と考える。

BEPSプロジェクトに関する我が国内の執行及び今後の見直しでは、日本企業の租税回避リスクを十分見極め、目的を超えた課税の強化や制度全体の複雑化によるコンプライアンス・コストの増高を招くような改正とはならないよう適切な対応が必要であり、また、各国で逸脱した制度が実行されることがないように、引き続きOECD及び国レベルで調整して頂きたい。デジタルサービス課税の検討にあたっては、各国での取り扱いが整合的かつ透明なものとなり、日本企業の将来のビジネス展開を考慮して、いたずらな増税とならないよう、また、納税者にとっても過度な実務負担とならないように十分な配慮をお願いしたい。

#### (1) BEPSプロジェクトへの対応

##### ① 所得相応性基準

所得相応性基準については、日本国内において納税者が確実に税務実務を執行できるよう通達及びQ&A等で内容を明確にして頂くとともに、各国の税務当局が定義を拡大解釈して同基準を導入し、国際的三重課税が拡大することがないように、OECD及び国レベルで調整して頂きたい。

##### ② タックスプランニングの義務的開示

我が国におけるタックスプランニングによる租税回避リスクを十分検証することが重要である。それを踏まえて法制度を行う場合、租税回避を行っていない大多数の企業への影響を最小化し、事務負担の増加を軽減する観点から、開示範囲が最小限となるよう、各国と協議して頂きたい。

##### ③ 外国子会社合算税制

平成29年度税制改正において、トリガー税率が廃止される一方、同水準の「制度適用免除基準」が導入されたことにより申告対象が限定されたが、引き続き必要となる適用免除可否判定作業の事務負担の軽減が課題となっており、一定条件を満たす国・地域に所在する子会社について外国子会社合算税制の対象外とする「ホワイトリスト」の導入を検討願いたい。制度適用免除基準の水準については、諸外国や我が国の法人実効税率の引

き下げ動向に合わせて、見直して頂きたい。

また、以下の措置をお願いしたい。

受動的所得であるか否かについてより経済実態に即した判断がなされるよう受動的所得の一つとされる配当に係る持分割合基準を見直して頂きたい（例えば、特定外国子会社による持分割合が25%未満であっても、グループ合計の持分割合が25%以上の子会社からの配当は、受動的所得とならないなど）。

日本企業が外国企業の買収等により外国のペーパーカンパニーを保有することとなった場合において、その後の事業再編により発生する一定の株式譲渡益については合算課税の対象外とする措置が設けられた。租税回避行為の意図がなく保有することとなったペーパーカンパニーを確実に整理できるように、譲渡期間要件の経過措置5年を無制限または10年に延長するなど、キャピタルゲイン特例についての要件を緩和頂きたい。

## (2) デジタルサービス課税

デジタルサービス課税に関しては、従来の課税ルールを見直す形で検討されているが、課税権や課税対象を明確にし、国際的な歩調を合わせることで、各国が独自の課税を行い二重課税等が発生するような事態の無いよう調整して頂きたい。

本年5月末に公表された、「税源浸食・利益移転に関するOECD/G20包摂的枠組み」による「経済のデジタル化によって生じる課税問題の解決の合意を図るための作業プログラム」では、いわゆるデジタルサービス課税について、①ネクサス(国内に事務所や工場など恒久的施設(PE)を持たない企業には法人税を課税できない)及び利益配分に係る国際課税原則の見直し、②所得合算ルール及び税源浸食的支払いへの課税提案、の2つの柱に焦点を当てている。

第1の柱では、市場国またはユーザー所在国に対し課税権を配分する観点から見直しの議論が進んでいるが、税務上移転価格を決定する独立企業原則の見直しは、二重課税リスク及び執務負担の増大を招かぬよう、極めて慎重に行うべきである。現在、マーケティング無形資産に着目した残余利益分割法を適用することで課題を解決する方向が有力視されているが、この提案は適用対象となる企業の範囲が広すぎるため、一律に伝統的な消費者向け製品事業を対象にするのではなく、何らかの形で一定の絞り込みが必要と考える。また、研究開発等に係る意思決定やリスク管理及びこれらに伴う投資コスト負担等が果たす機能が重要であることの再確認を要望する。

第2の柱は、外国子会社合算税制等と重複する部分があり、「所得合算ルール案」では外国子会社の経済実態の有無に関わらず最低税率を下回る場合に当該税率で合算課税が行われる制度となっており、我が国が長年議論してきた「経済活動基準(旧適用除外要件)」の存在意義を喪失しかねず、

提案の必要性及び目的が不明瞭であるため、導入検討について慎重な対応をお願いしたい。

#### **4. 研究開発税制の拡充**

I o T、A I、ロボティクス等の先端分野でのイノベーションの加速化が世界的な潮流となるなかで、我が国の研究開発活動を後押しする研究開発税制はその重要性がますます高まっている。我が国の研究開発投資の大半が民間企業において行われている点を踏まえ、企業の研究開発活動の円滑化を図るため、以下の通り、研究開発税制の更なる拡充をお願いしたい。

##### **(1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度(総額型)の拡充**

我が国の研究開発を支える根幹である総額型について、税額控除限度額(法人税額の25%)を拡充して頂きたい。また、海外諸国の現状も踏まえ、税額控除限度超過額の繰越制度の復活及びその際の繰越要件の撤廃をお願いしたい。

##### **(2) オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の更なる要件緩和と拡充**

オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)は平成29年度改正にて運用改善が行われたが、その効果を精査し活用促進を図るとともに、監査要件や契約書記載要件等について実態にあった更なる要件緩和をお願いしたい。

##### **(3) 研究開発専用設備及びソフトウェアの即時償却の容認**

研究開発専用設備及びソフトウェアの取扱いについては、企業会計と税務会計の乖離により納税者に多大な事務負担がかかっているため、企業会計上費用処理が強制されるものについては、税務会計上も会計処理に合わせて即時償却を認めて頂きたい。

##### **(4) 「パテントボックス税制」の動向への対応**

近年、ヨーロッパ諸国を中心に導入されている、研究開発成果から生じる所得に優遇措置を与える「パテントボックス税制」について、研究開発拠点としての立地競争力の維持・強化及び海外への研究開発機能の流出を防止する観点から、英国など導入国の仕組みを検証するなど、我が国に適した同税制の導入を検討して頂きたい。

#### **(5) 組織再編があった場合の比較試験研究費(分割・現物出資の場合の認定・届出におけるみなし規定の創設、現物出資の場合の除外規定の創設)**

比較試験研究費については、平成30年度税制改正により総額型制度の算定に用いられることになったが、分割・現物出資があった場合の認定時期による算定の不合理を是正するため、以下の措置を要望する。

- ・ 認定制度でなく届出のみで認められる制度とする。もしくは、認定された場合、組織再編の日を遡って効力が認められるような、みなし認定制度へと改正する。
- ・ 現物出資においても、現物分配と同様に研究開発資産に該当しない場合に調整計算を除外する規定を導入する。
- ・ 連結納税会社間の組織再編では、連結納税合計としては変わらないため、届出のみで組織再編に係る調整が認められるような規定を導入する。

## **Ⅱ. 二重課税の排除、効率化の推進など制度の合理化が求められる税制**

二重課税の排除、効率化の推進など制度の合理化が求められている税制として、欠損金の繰越控除制度、受取配当金の扱い、外形標準課税、地球温暖化防止対策税制、地方法人課税、連結納税制度、国際関連税制、会計基準変更等に関して改善を求め、以下に要望する。

### **1. 欠損金の繰越控除制度について**

欠損金の繰越控除制度は、企業活動が期間を定めずに継続的に行われるのに対し、法人税の課税所得は事業年度を定めて計算されるため、法人税負担の平準化を図ることを目的とする制度であり、諸外国でも広く取り入れられている。我が国の欠損金の扱いは、従来より欧米諸国に比べ不利な状況にあったが(①繰越期間は米国が20年(トランプ政権の改正で無制限)、英国、フランス、ドイツ等が無制限に対して我が国は10年(平成30年度改正で9年から1年延長)、②控除上限は米国、英国、韓国等が無制限に対して、我が国は制限あり)、控除上限は平成27年度改正にて従来の80%から65%、平成28年度改正にて60%、平成30年度にて50%にまで制限され、諸外国に比べて更に見劣りする制度となった。

課税上の期間損益の通算は、中長期的な観点から企業経営を行う上で非常に重要で、新市場分野への進出など大胆かつ機動的な事業運営に欠かせない制度あり、また、国際的イコールフッティングの観点も踏まえて、控除上限の制限強化について見直して頂きたい。また、繰越期間の10年を大幅に延長して頂



きたい。

## **2.受取配当金の扱いについて**

受取配当金の益金不算入制度は、数次にわたる縮減措置実施の結果、平成26年度時点で連結法人株式及び関係法人株式以外の株式に係る益金不算入割合が50%に制限され、更に平成27年度改正において制限幅が拡大するとともに、持ち分株式の区分が複雑となった。利益の配当を行う時点で法人税が課されており、同一所得に対する二重課税状態にあるため、「法人擬制説」に立脚する法人税法の立場からは全ての国内株式に係る配当金につき、100%の益金不算入を認めるべきである。また、事務効率化のため、従来の株式区分に戻すとともに、受取配当金益金不算入の負債利子控除計算は廃止して頂きたい。

## **3.外形標準課税について－更なる強化に反対、抜本的見直しが必要**

平成28年度税制改正において、法人実効税率の20%台への引き下げ時期が早まった関係で、その財源のため、法人事業税の外形標準課税が強化された。外形標準課税は人件費課税で雇用所得の拡大を目指す政策方向に逆行するものであり、企業業績回復の足枷にもなるため、更なる課税強化が行われぬようにして頂きたい。また、企業規模や業態により課税の負担が偏る不公平税制であり、制度の抜本的見直しが必要である。加えて、付加価値割の算定方法など集計要素に相当の実務負担を要しており、簡素化もしくは見直しを行って頂きたい。

## **4. 成長戦略との調和のとれた地球温暖化防止対策の推進について**

COP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)のパリ協定発効を受け、世界各国は地球温暖化ガス排出量削減の長期目標の実現に向けて取り組む必要がある。我が国ではその実現を図るうえで、原子力発電についての適切な評価とあわせ、再生可能エネルギーの利用拡大及び省エネルギーの推進が大きな課題となっており、削減目標実現に向けた政策ツールの充実が求められるなかで、税制に関して次の通り要望する。

### **(1) 成長戦略との調和を図るうえで安易な課税拡大による対策には反対**

地球温暖化対策税は、エネルギー価格の上昇に拍車を掛け、国民生活や産

業活動に大きな影響を与えており、我が国経済の回復、成長の足枷となるおそれが高く、廃止も含めた抜本的見直しが必要である。併せて、地球温暖化対策税収の使途拡大(森林吸収源対策や地方の地球温暖化対策への充当)及びこれに関連した企業負担を増大させる増税や新税(大型炭素税等)の創設に反対する。

## **(2) 地球温暖化防止や環境改善を促進する優遇税制の創設**

地球温暖化防止、環境改善などに著しい効果をあげる新製品開発を実現した場合の研究開発費の税額控除、風力発電・環境対応自動車他の環境問題に対応する製品を生産する設備・装置等の導入促進のための法人税等の支援策など、所要の優遇措置を講ぜられたい。

## **5. 地方法人課税制度の抜本的見直しー地方法人特別税の廃止**

地方税における外形的課税は、事業所税をはじめ法人住民税均等割、都市計画税、固定資産税など多岐に亘り、課税標準も重複するなど極めて錯綜しており、法人事業税の外形標準課税は、その複雑さに更に拍車を掛けている。そのため、企業は二重課税による過重な税負担を強いられており、二重課税排除・税制簡素化などの観点を踏まえて、地方法人課税全体の整理・統合など抜本的見直しについて早急に検討すべきである。とりわけ、過重となっている法人二税について、地方法人特別税の廃止も含めて、全体の法人税負担の軽減の観点から見直して頂きたい。また、連結納税制度の導入を検討して頂きたい。

## **6. 連結納税制度の改善**

連結納税制度は、機動的な組織再編やグループ経営導入により我が国企業の経営効率の向上や国際競争力の強化を実現させるために導入されたが、制度活用上の付帯条件や制限措置が多く存在し、制度適用の足枷となっているため、連結納税制度が有効に活用されるよう、次の項目について改善を行って頂きたい。(関連要望一部前出11ページ参照)

### **(1) 申告・納税期限の延長**

複雑な業務に鑑み、連結中間申告の申告期限及び納税期限を現行より少なくとも1カ月以上延長されたい。

### **(2) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価の撤廃あるいは除外要件の緩和**

連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価について撤廃されたい。その実現が困難な場合、例えば過去5年間の出資比率が50%超であることとするなど除外要件を緩和されたい。

**(3) 地方税（法人住民税、法人事業税）における連結納税制度の導入**

地方税（法人住民税、法人事業税）においても連結納税制度を導入して頂きたい。

**(4) 資本金1億円以下の連結対象子会社の交際費の損金算入の容認**

資本金1億円以下の連結対象子会社について、単独納税にて認められていた交際費の損金算入限度額までの損金算入を容認されたい。

**(5) 収用換地等の場合の連結所得特別控除の不利な扱いの是正**

収用換地等があった場合、連結グループ内で圧縮記帳か特別控除のいずれかを統一して適用することとされており、また、特別控除の金額は連結グループ全体で5,000万円が上限とされている。収用等は公的強制措置であることから、連結納税制度選択の企業が不利にならないよう、個別企業毎に圧縮記帳か特別控除を選択できることとし、特別控除の金額もそれぞれ5,000万円を認めるべきである。

**(6) 連結納税グループ離脱時における投資簿価の修正方法の見直し**

子法人が連結納税グループ加入前に有していた剰余金を加入後に親会社に配当する場合、株式売却等により当該子法人が連結納税グループから離脱する際には親会社の投資簿価修正の対象となるが、会計上の売却益に対し、税務上は配当相当額が売却益に上乘せされ、二重課税となるため、投資簿価の修正方法を見直されたい。

**(7) 連結納税申告における子法人の個別帰属額届出書提出の廃止**

連結納税制度においては、親法人が連結法人税申告書を所轄税務署へ提出する一方、子法人も「個別帰属額届出書」を所轄税務署へ提出することになっているため、少なくとも電子申告を行っている場合は効率化の観点から子法人の提出を廃止して頂きたい。

**(8) 連結納税対象子会社の拡大**

現行の連結納税制度では国内100%子会社のみが連結納税の対象となっているが、企業グループとして既存事業の伸長や新事業の開拓を図っていくためには、より広い範囲で所得を通算し、企業グループ内で納税資金負担を軽減していくことが必要である。組織再編税制により税制適格で

の事業再編が可能となり、事業の切出し・統合による競争力の強化が後押しされているが、グループ外との再編を実施した場合、連結納税については離脱を余儀なくされるのは制度面での矛盾といわざるを得ない。そのため、連結納税対象子会社の範囲を拡大して連結会計と同等として頂きたい。

## 7. 国際関連税制の見直し・改善

新興諸国を中心に拡大するグローバル市場への対応は、企業の成長のみならず我が国経済の今後の繁栄にとって不可欠である。我が国企業は新たな市場開拓を目指して年々海外事業展開を深化させてきたが、各国の課税権のせめぎ合いが激化する中、国際的二重課税のリスクを負う局面が増加している。我が国の国際課税制度は、国際的二重課税の調整、国際的租税回避の防止を原則に年々改善が図られてきたが、国際環境は日々変化しており、企業の健全な海外事業活動を確保する観点から、更なる改善をお願いしたい。

### (1) 外国税額控除制度の見直し

#### ① 控除限度額及び控除限度超過額の繰越期間の延長

輸出プラント工事などにおいて、国外所得の発生時期と現地における税額発生時期のタイムラグが大きくなっていることに加え、現地で税務調査があった場合は、ある年度の所得につき更正を受けた場合、税務当局と訴訟等になった結果、税額が確定するまでに数年かかることがある。このような場合、外国税額控除枠が十分に活用できないことなどから、外国税額控除制度の利用が制約され、国際的二重課税の排除が十分に行えない事態が多々生じている。したがって、控除額及び控除限度超過額の繰越期間については、現行の3年を延長すべきである。米国は現在10年、英国は無期限の繰越が認められており、国際競争力確保の点からも、平成30年度に欠損金の繰越期間が10年に延長されたことを参考に、10年への延長を要望する。

#### ② 控除限度超過額の繰越期間経過後の損金算入の容認

控除限度超過額が発生した場合、企業経営を圧迫する一因ともなっていることから、控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった金額については、損金算入を認めるべきである。

#### ③ 外国税額控除の控除限度額の拡充

外国税額控除の控除限度額は国外所得に法人税の実効税率を乗じて算出した金額相当額になるが、試験研究費の総額に係る税額控除などにより実効税率が低下し控除限度額が減少することになる。これでは双方の税額控除の目的を達成できないため、控除限度額が法定税率を用いて計

算した金額相当となるような仕組にして頂きたい。

#### ④ 外国税額控除に関する救済措置について

ベトナムやマレーシア等では、P E（恒久的施設）概念の拡張解釈等により幅広く役務提供全般に対して課税が行われているが、二重課税排除の観点から、日本の国内法上このような課税について外国税額控除の適用対象とする等、救済措置を講じられたい。

### (2) 外国子会社合算税制の改善（関連要望一部前出 12～13 ページ参照）

#### ① 欠損金の合算の容認

現行の税制では欠損金の合算が認められず、留保所得のある子会社のみ日本で課税するという公正さを欠く制度となっているため、実質上親会社と一体である特定外国子会社の欠損金は合算を容認すべきである。

#### ② 合算対象所得から除外される孫会社要件の緩和

平成 21 年度税制改正において、特定外国子会社等がその子会社（孫会社、25%以上の株式等を6カ月以上保有）から受ける配当の額は合算対象所得から除外されることとなったが、親会社が直接受ける配当は益金不算入となる一方、特定子会社経由で受ける配当は合算課税となるため不合理である。親会社と特定外国子会社等を合わせて25%保有の場合も合算対象所得から除外される対象として頂きたい。

#### ③ 適用除外基準の拡充及び事前確認制度の導入

平成 22 年度税制改正において、物流統括会社に係る適用除外基準について一定の明確化と緩和が図られたが、当該統括会社は、子会社のみならず親会社・兄弟会社などのグループ会社から仕入を行い、グループ会社へ販売する形態をとることも十分あり得る。このため、適用除外基準のさらなる拡充をして頂きたい。また、多くの事業会社にとって、毎期の適用除外の判定作業に多大な工数を要す一方、リスクを抱えたまま事業運営を行うことは、健全な海外事業進出を計画する上での妨げであるため、当局との適用除外に関する事前確認制度を導入して頂きたい。

#### ④ Passive Incomeに対する課税制度の簡素化

事業会社にとってPassive Incomeの収入に占める比率は極めて低く、調査・算出に費やす事務負担が増えるだけであるため、制度の簡素化をお願いしたい。

#### ⑤ 資産性所得を発生させる持分10%未満株式の判定の緩和

平成 22 年度税制改正で導入された資産性所得合算制度においては、株式保有割合10%未満の法人（特定法人）の株式等からの配当及び譲渡所得が対象とされているが、この判定はグループ全体の持分で行うこととして頂きたい。

#### ⑥ 特定外国子会社等の判定に関する明細書について

特定外国子会社等の判定に関する明細書（別表17（3）付表1）及び添付対象外国関係会社に係る外国関係会社の区分及び所得に対する租税の負担割合の計算に関する明細書（別表17（3の7）付表2）に関してCSV形式での提出を認めて頂きたい。また、別表17（3の7）に記載する外国子会社の財務数値は、別表17（4）にも記載が要求されているため、別表17（3の7）における財務数値記載の廃止を検討して頂きたい。

### **(3) 移転価格税制の見直し**

#### **① 定義の明確化と運用環境の整備**

移転価格税制に関し、企業が適正な申告納税が出来るよう、役務提供取引や無形資産取引の取扱いの定義を明確化して頂く一方、実際の運用にあたっては二重課税の排除を前提に柔軟な運用ができるよう環境の整備を行って頂きたい。

#### **② 調査における手続きのルール化**

移転価格の調査における手続きの明確化（納税者側への課税根拠・関連データの開示など）など、ルールを整備して頂きたい。

#### **③ 事前連携の強化**

現行制度では、一時的にせよ企業に二重課税を強いることになるため、例えば相互協議の後でなければ更正できないこととする、または課税当局が更正処分に先立って二重課税回避の対応をする旨の事前合意を相手国政府から得ることを執行の要件とするなど、執行の現場と相互協議担当局との事前の連携を強化して、予め二重課税リスクを低減させるなど、執行のあり方を検討して頂きたい。

#### **④ A P A (移転価格事前確認制度)の手続き、審査の迅速化**

移転価格税制上の重要な制度であるA P A（事前確認制度）の手続き、審査の更なる迅速化に向けての体制を構築して頂きたい。また、仮に十分な損益が見込めない事業であっても、前向きに対応して頂きたい。

#### **⑤ 持分基準の見直し**

移転価格税制における持分基準について、日本以外の多くの国で基準としている50%超へ見直しをして頂きたい。

#### **⑥ 移転価格文書化**

「国別報告事項(CbCR、Country by Country Report)」の作成及び提出義務に関し、EUのパブリックCbCRや英国の税務方針開示等、我が国はそれら飛びぬけたルールを作らず、各国がOECDルールに準拠した国内法を整備し、実施するよう働きかけて頂きたい。例えば、マスターファイル(MF)に関して事業年度終了後1年より短い期限を設定し、英語以外のローカル言語への翻訳を求める、OECDの勧告と異なるルールが各国国内法により法制化されることがあり、実務対応で企業は非常に苦慮している。また、CbCRは今後、異なる課税当局から様々な質問が出てくること

予想される。その対応のため、親会社所在地国の税務当局が交通整理を行って頂き、質問はその税務当局が受けとめて一元化し、回答も最終親会社からその所在地国税務当局を窓口として実施できるようにして頂きたい。

平成28年度税制改正により、確定申告期限までに、ローカルファイル(LF)を作成することが法制化されたが、日本企業の場合、日本に機能、リスクを集中し、海外子会社を検証対象企業として移転価格の妥当性を検証するケースがほとんどであるため、多くの日本企業は海外子会社のLFを日本向けのLFとして使用する予定である。現状において、海外子会社のLFの作成期限は日本より遅いケースが多く、日本向け及び海外向けの2重作業負担を軽減するために、日本のLFの作成期限を事業年度終了後6ヶ月以上にするよう再検討をお願いしたい。

#### **(4) 二国間租税条約の締結及び改定の促進等**

##### **① 二国間租税条約の締結及び改定の促進**

今後、世界的な投資交流の活発化に向けて、我が国としては、租税条約ネットワークの整備を図る必要がある。日本との取引が多い国・地域との租税条約が締結されていない場合には、移転価格税制に基づく相互協議など二重課税の排除や源泉税率の低減に向けて、租税条約の早期締結を行われたい。とりわけ、次世代の投資国として脚光を浴び始めているアフリカ諸国は日本との租税条約締結国が少なく、租税条約を活用している中国企業に比べて我が国企業は競争環境として非常に不利となっているため、早急に締結交渉を進めて頂きたい。加えて、東南アジアや中南米の未締結国にも締結対象国を拡大して頂きたい。

また、日本の知的財産立国を後押しし、グローバル企業を育成する観点から、ロイヤリティ支払いに関する源泉税の相互撤廃などを盛り込んだ日米租税条約をモデルとして、各国との租税条約の改定を推進されたい。とりわけ、インドとの租税条約第12条の「技術上の役務」に対する源泉課税の実施は、日本が他国と結ぶ租税条約と整合性がなく、類例をみない異質な規定であり、インドにオフショア開発を委託する上での経済的阻害要因となっているため、改定をお願いしたい。

更に、投資交流の一層の促進を図る目的から米国・英国・フランス等との租税条約において一定基準を満たす配当に係る源泉税が免税とされているが、この配当免税措置について、各国との租税条約の改定を推進されたい。特に、日本からの投資規模が大きい中国との条約改定をお願いしたい。

租税条約の「譲渡所得に関する源泉地国課税」を制限するよう条約締結相手国と交渉し、改訂をお願いしたい(特に中国、インド、韓国等)。例えば、日本におけるグループ法人同士の合併(又は分割)により、被

合併法人（又は分割法人）が所有する海外子会社株式を合併法人（又は分割承継法人）に移転する場合、日本において適格組織再編に該当し、譲渡所得に対する課税が繰り延べられても、海外において譲渡所得が課税されることがあり、この場合、国外所得が生じないため、外国税額控除の適用を受けられない問題が生じることから、企業の組織再編活動の阻害要因となる。

## ② 租税条約の適用を受ける支払に関する「租税条約に関する届出書」の提出要件の緩和

人的役務提供事業等の対価の支払に関し租税条約上本邦にて課税されない場合の提出義務の撤廃、並びに特定国において提出が義務付けられている「特典条項に関する付表」の有効期限の撤廃を行われたい。

また、米国等適用により免税となる場合、居住者証明が必要であるが、取引相手が国の機関である場合、居住者であることは明らかであるので、居住者証明の取得の要件を緩和して頂きたい。

## ③ 租税条約上の技術役務対価条項について

2017年の国連モデル租税条約の改定により、新興国等と締結する租税条約に「技術上の役務対価（F T S : Fee for Technical Service）」条項が含まれる可能性が高まったが、今後、既存の租税条約の改定に際しては、当該F T S条項を含めないで頂きたい。当該F T S条項は「技術上の役務対価」に対し、その対価の支払い側の国において、支払地国内のP E（恒久的施設）の有無等を問わず、一定の限度税率で支払総額に課税を認める規定である。新興国等の国内法において、対価の受取者に当該新興国での税務申告の義務を課す場合があり（例えばインド）、当該条項により課税が認められると、当該新興国で税務申告をしなければならず、作業負荷が多くなる。

## (5) 国外子会社に係る受取配当金の益金不算入制度の改善

平成21年度税制改正により国外子会社に係る配当金については益金不算入となったものの、配当額の95%を上限とすることや、国外の子会社以外からの配当については益金算入であることから、未だ制度としては不十分と言わざるを得ない。全ての株式に係る配当金につき100%の益金不算入を認めるべきである。

また、直接持分割合が25%未満の外国子会社であっても、グループ合計の持分割合（海外子会社を通じて保有する持分割合を含む）が25%以上の子会社からの配当は、益金不算入の対象とするよう見直して頂きたい。



## 8. 会計基準変更への対応

近年、国際的整合性の観点から金融商品に関する会計基準、退職給付に係る会計基準、固定資産の減損に係る会計基準等、各種会計基準の見直しが行われてきている。今後は更に国際会計基準とのコンバージェンスが進められることとなっているため、税制上の対応が必要である。また、収益認識に関する会計基準の適用に際して企業負担軽減の配慮をお願いしたい。

### (1) 会計上の損失処理の容認

企業においては、会計基準の導入・変更に伴い、不良債権・不良資産等に係る損失処理が進められてきたが、税制がこのような動きに連動していないため、損金認容が制限された結果、多額の繰延税金資産が計上されることになり、多くの企業において繰延税金資産の資産性の問題が生じている。また、会計・税務の二重基準に伴う申告調整項目の増加によって、判断と手続きの両面で極めて煩雑となっている。

税務上の取扱いは企業会計上の取扱いと極力一致させるべきあり、具体的な要望事項は次のとおり。

#### ① 貸倒引当金制度廃止の見直し等

平成23年度税制改正において、金融機関等を除いて貸倒引当金制度の廃止が行われたが、公平性の観点から問題が多く、従前の取扱いを復活するとともに、次の個別評価の貸倒引当金については、繰入率の引き上げをお願いしたい。

- ・ 会社更生法などの法的手続き開始時点での貸倒引当金の繰入限度額の大幅に引き上げ
- ・ 外国政府などに対して有する特定海外債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の100%化

#### ② 有価証券評価損の計上の容認等

上場有価証券などの一部を除いて、法人税法上の有価証券等に係る評価損の要件は従来どおりであるため、会計と税務の乖離が大きく、多額の有税処理を余儀なくされている。公正な担税力の観点から、また実務の煩雑性において、かかる現状は適当でないことから、会計基準と同様の基準で評価損の計上を認めて頂きたい。また、相場のあるゴルフ会員権は、上場有価証券に準じ評価損の計上を認めて頂きたい。加えて、損金経理要件を廃止し、退職給付信託資産（有価証券）についても一般の上場有価証券と同様の基準で評価損の計上を認めて頂きたい。

#### ③ 棚卸資産に係る評価損並びに固定資産の減損損失の損金算入

棚卸資産の評価損並びに固定資産の減損損失についても、会計基準と同

様の基準で損金算入を認めて頂きたい。

## **(2) 国際会計基準へのコンバージェンスに伴う税制措置**

国際会計基準へのコンバージェンスが行われた場合、減価償却費等の課税ベースが大幅に拡大することが懸念される。会計基準適用の有無により課税ベースが異なることとなるのは課税の公平性を欠き、その結果設備投資や研究開発投資へ大きな影響を与える可能性があるため、次の事項を要望する。

### **① 減価償却費に係る損金経理要件の廃止**

国際会計基準へのコンバージェンスにより、減価償却資産の償却方法の定率法から定額法への変更や、会計上の耐用年数の延長が見込まれているが、減価償却費については損金経理要件が付されているため、税法基準での損金算入が不可となることから、損金経理要件を早期に廃止すべきである。

### **② 試験研究費の発生時損金算入**

一定の開発費については、無形資産として計上のうえ償却することとなることが見込まれているが、試験研究費については、発生時損金算入という従来の取扱いを維持して頂きたい。

### **③ 自社利用ソフトウェア開発費の研究開発費としての容認について**

従来、市場販売目的ソフトウェアとして顧客に提供していたものが、所有から利用への世の中の流れの中で、クラウドサービスに急速にシフトしている。そのため、従来は市場販売目的ソフトウェアとしてVersionゼロの試作品の開発を研究開発費として一括損金計上していたものが、クラウドサービスのための自社利用ソフトウェアの開発費に変化している。この自社利用ソフトウェアの開発費は、将来の収益獲得にならないことが明らかとは言い切れないため、法人税法上は全て資産計上される結果となり、設計やSEの作業内容は何も変わっていないにもかかわらず、研究開発費に計上できないものが増えてきている。この種のサービス開発も研究開発費として容認して頂きたい。

### **④ 排出量取引における費用計上時期について**

排出権の減損処理について会計基準と同様の基準で損金算入を認めて頂きたい。

## **(3) 収益認識に関する会計基準適用に際しての適切な配慮**

2018年6月に公表された「収益認識に関する会計基準」を受けて行われた法人税改正は、会計に歩み寄った形で行われているが、法人税と消費税の処理については新たな乖離が生じることになった。消費税についても納税者の事務負担に配慮した取り扱いがされることを要望する。

なお、税と会計の相違点は多岐にわたっており、申告業務に対する企業の事務コストは増加する一方である。監査法人による会計監査が行われている

場合は会計処理を原則として容認し、税務調整を極小化する措置を講じることを要望する。

## 9. その他

### (1) 民法上有効な意思表示に基づく非関連者間の債権の切り捨て、債権放棄並びに債権譲渡の税務上の容認

民法上有効な意思表示に基づく非関連者間の債権の切り捨て、債権放棄並びに債権譲渡について税務上も容認し、原則として寄附金として扱わないようにして頂きたい。

### (2) 子会社等の整理・支援損に係る取扱いの緩和

子会社等の整理・支援損の扱いについて、法人税基本通達9-4-1(子会社等を整理する場合の損失負担等)及び9-4-2(子会社等を再建する場合の無利息貸付等)の要件を緩和し、経営危機に陥る前の経営悪化の段階での支援を弾力的に認めて頂きたい。

### (3) 消費税仕入税額控除における95%ルールの復活

平成23年度税制改正で行われた「課税売上5億円以上の事業者についての95%ルールの撤廃」により、対象事業者は課税仕入等の税額を全額控除することができなくなった。課税売上を主とする事業者にとって、仕入は間接的であっても課税売上に資すると推測され、個別対応を証明できない間接的な仕入税額に、課税売上割合による按分計算を適用すると、事業実態以上に事業者への負担が生じることとなった。また、売上規模で取扱いを変える合理的な理由も無いため、従前の95%ルールを復活して頂きたい。